

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課・設備係】

個人情報ファイルの名称	改造資金貸付金申請・決定台帳	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	改造資金貸付金の貸付事務を行うため	
記録項目	1 申請者氏名、2 申請者住所、3 保証人氏名、4 保証人住所、 5 工事費、6 貸付金額、7 償還期間	
記録範囲	改造資金貸付金制度開始（平成元年度）から現在までの貸付を利用したすべての者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、課税台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町町民生活部下水道課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課・設備係】

個人情報ファイルの名称	工事確認受付簿	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備工事に係る事務を行うため	
記録項目	1 工事確認申請者氏名、2 工事確認申請者住所、3 施工場所、4 施工業者、5 貸付の有無	
記録範囲	平成 11 年度以降のすべての工事確認申請者	
記録情報の収集方法	排水設備等の計画及び工事の確認申請書 排水設備等工事完了届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町町民生活部下水道課	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課・設備係】

個人情報ファイルの名称	工事事前協議受付簿	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備工事に係る事務を行うため	
記録項目	1 工事確認申請者氏名、2 工事確認申請者住所、3 施工場所、4 施工業者、5 貸付の有無	
記録範囲	平成 20 年度以降のすべての排水設備工事事前協議者	
記録情報の収集方法	排水設備等の計画及び工事の事前協議書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町町民生活部下水道課	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課・設備係】

個人情報ファイルの名称	責任技術者前年度登録者名簿	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備の確認申請や指定工事店の更新手続に係る事務を行うため	
記録項目	1 責任技術者氏名、2 責任技術者生年月日、3 責任技術者住所、4 所属指定工事店名	
記録範囲	平成 26 年度以降登録のすべての責任技術者	
記録情報の収集方法	広島県下水道協会からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町町民生活部下水道課	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課・設備係】

個人情報ファイルの名称	浄化槽台帳	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽に係る事務を行うため	
記録項目	1 浄化槽設置者氏名、2 浄化槽設置者住所、3 浄化槽設置場所の地名地番、4 浄化槽の規模、5 浄化槽工事業者名、6 浄化槽清掃業者名、7 浄化槽点検業者名	
記録範囲	昭和 27 年度から現在までの浄化槽を設置したすべての者	
記録情報の収集方法	浄化槽設置届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町町民生活部下水道課	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課・設備係】

個人情報ファイルの名称	水洗化リスト	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水への接続状況の確認	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 下水種別、4 水道番号、5 公共下水使用開始日、6 公共下水供用開始日、7 公共下水接続義務期限日	
記録範囲	供用開始区域内の公共下水道接続対象者	
記録情報の収集方法	排水設備等の計画及び工事の確認申請書 排水設備等工事完了届 下水道使用開始等届出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町町民生活部下水道課	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日